

公益社団法人小樽市シルバー人材センター会員就業規程

制定 平成23年10月7日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人小樽市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員(以下「会員」という。)の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実を上げようとするものである。

2 センターは、就業にあたって会員の社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いをしない。

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注、または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の手順)

第4条 センターは、受注した仕事について、会員の希望に配慮し、あらかじめ就業時間、就業期間、仕事の内容等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとする。

2 会員は、作業報告書を携行し、作業終了後内容を記録し、その内容について発注者の確認を受け、就業の終了または報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の注意事項)

第6条 会員は、就業にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)センターから提供された仕事について誠実に履行すること
- (2)共同作業は、センターからあらかじめ指名されたリーダーの指示に従って協力して就業しなければならない。
- (3)やむを得ない事情により、就業できない場合は、事前にセンターに届けること。

(4)就業上知り得た業務上の機密事項及び個人情報並びに発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。

(5)就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(傷害保険)

第7条 会員の就業中などにおける死傷病については、センターが加入する「傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 障害を負った会員または当該会員の家族若しくは共同で作業していた会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けてその指示に従うものとする。

(損害保険)

第8条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する「賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、当該保険約款に定められた免責額以下の額については、センターと損害事故を発生させた会員がそれぞれその2分の1ずつを負担するものとする。

2 会員の故意または重大な過失による賠償責任が発生したときなど、センターが加入する賠償保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(廃止)

2 社団法人小樽市シルバー人材センター会員就業規約は、附則1の施行日をもって廃止する。